

## 「お試し」「1回だけ」のつもりが定期購入だった!?

### 事例

スマートフォンで筋肉増強のサプリメントが約500円で購入できるという広告を見て申し込み、商品を受け取った。最近になって、再び同じ商品が届き、今度は6千円以上になるとの請求書が入っていた。事業者へ電話したところ、4回購入が条件の定期購入だと言われた。画面の下の方にそのような説明が書かれていたようだが、申し込みの際は気付かなかった。  
(60歳代 男性)



## ひとことアドバイス

- ホームページ等の広告を見て、健康食品等を低価格で購入できると思って申し込んだが、実際には数か月間の定期購入が条件となっていたという相談が寄せられています。
- 定期購入の契約条件によっては、途中での解約ができなかったり、解約しようとして事業者へ連絡しても、電話がつながらなかったりする場合も多くあります。
- 商品を注文する前に、特に最終確認画面で定期購入が条件になっていないか、中途解約や返品は出来るのかなどの契約内容をしっかりと確認することが大切です。
- 困ったときは、お早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。(消費者ホットライン188)。



## 生活安全情報

小国警察署刑事生活安全課から

平成30年8月ころ、小国町内の家庭に商事会社を名乗る男から「小国町に大手食品会社の工場が出来る予定

ですが、パンフレットは届いていますか？」「こちらにあなたの名前が載った名簿があります。債権を購入しませんか？」という電話がありました。電話を受けた方が「いらない」と答えると男は「あなたの名前を名簿から抹消するので手続きが済んだら連絡します。」と言ってきました。このような電話は「うそ電話詐欺」と思われますので、すぐに警察に相談してください。

## ～クレジットカードの利用明細書は必ず確認しましょう～

クレジットカード会社から「口座残高不足」の案内が届いた。慌てて利用明細書を確認したところ、20万円以上の請求があり、ほとんど心当たりがない請求だった。改めて以前届いた明細書も見直してみると、約1年間で合計60万円ほどの利用した覚えのない請求があった。不正利用ではないかと思う。明細書を確認していなかった非は認めるが、どうにかならないか。（70歳代 男性）

- クレジットカード会社から送られてくる利用明細書に、利用した覚えのない請求が含まれていたという相談が寄せられています。
- クレジットカード会社の調査等により、第三者による不正利用だったことが分かる場合もあります。
- 利用明細書は必ず定期的に確認することが大切です。クレジットカードを利用した際に受け取った伝票等と突き合わせ、確認をしましょう。利用した覚えのない請求があったら、早急にクレジットカード会社にその旨を連絡しましょう。

### 11月・12月の消費生活法律相談

11月 8日(木) 13:30～15:30

12月 6日(木) 13:30～15:30

\* 弁護士が無料でアドバイス(30分)

\* 電話で事前予約をお願いします

### 置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話：0238(24)0999

FAX：0238(26)6072